

流山市地域防災計画（素案）の概要について

1 計画の目的

流山市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び流山市防災会議条例（昭和 37 年流山市条例第 18 号）第 2 条の規定に基づき流山市防災会議が策定するものです。

この計画は、過去の災害記録や地震シミュレーションから被害の規模を想定したうえで、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、「災害予防」、「災害応急対策」及び「災害復旧」に関し、必要な体制を確立するとともに、防災関係機関を含めた総合的かつ計画的な対策を整備推進し、市民の生命・身体・財産を震災や風水害等の災害から保護し、被害を軽減することを目的としている。

2 修正の趣旨

流山市では、平成元年度から平成 9 年度にかけて、防災対策調査を実施し地震における被害想定を行い、平成 11 年度に元禄地震を想定地震として流山地域防災計画の全面見直しを行った。

平成 19 年度の修正では、中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」が公表した首都直下地震にかかる被害想定などを前提として既存資料を活用した被害想定調査を行うとともに、新潟県中越地震災害、新潟・福島豪雨災害等の教訓や近年における防災対策の動向を踏まえて、より実践的かつ効果的な計画とするため、現行の「流山市地域防災計画」の修正を行うものである。

3 修正の概要

(1) 総論

ア 減災目標の設定

新たに減災目標を定めることとし、今後 10 年間で、「東京湾北部地震（M=7.3）」及び「茨城県南部地震（M=7.3）」における死者数を半減とする目標設定を掲げた。

(2) 災害予防

ア 耐震化

建築物耐震化の数値目標の設定

減災に当たって特に重要な対策である建築物の耐震化を推進するものとし、平成17年6月の地震防災推進会議の提言を受け、平成27年度までに市内全体の建築物における耐震化率を90%とする数値目標を設定した。

耐震改修促進計画の策定

建築物の耐震改修の促進に関する法律（H7.10、法律第123号）に基づく千葉県耐震改修促進計画に準じて、市は特定建築物等の耐震改修を戦略的に推進するために、平成19年度に流山市耐震改修促進計画を策定するものとした。

一般住宅の耐震診断・耐震改修

市民の相談窓口を開設するなどの広報活動や耐震診断等による耐震改修促進対策を行うこととした。

イ 自助・共助

洪水ハザードマップの作成

洪水避難地図（ハザードマップ）を防災マップと併せ平成20年度に作成し、市民に周知する。

訓練及び防災知識の普及

自主防災組織の活動や生涯学習等を通じての防災思想の普及・啓発を図ることとした。なお、市の防災訓練のほか、防災関係機関、事業所、自主防災組織及び住民等の訓練の内容について追加した。

ウ 災害時要援護者の安全確保

災害時要援護者の避難支援体制の確立

災害時要援護者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるとともに、日常の予防活動等を通じて要援護者が地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにも配慮することとした。

災害時要援護者情報の共有化

要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から管理し、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（「避難支援プラン」という。）の策定を平成19年度から開始することとした。

エ 防災用備蓄の推進

備蓄物資の量、保管場所等の見直し

備蓄物資について、公的備蓄、流通備蓄等、食料の調達体制のほか、他市町村や民間業者等との間に救援物資等の応援協力体制の

整備を行う。なお、市は、事業所、住民等において、日用品や概ね3日分の食糧及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発する。

オ 事業所等の防災組織の整備

企業防災の促進

企業は、災害時における重要業務を継続するための「業務継続計画(BCP)」を策定するよう努めることとした。

(3) 災害応急対策

ア 重点課題

災害応急活動体制の整備

従来の部・班体制の災害対策本部の機能を維持しつつ、平成19年度組織改編との整合を図った。

また、災害対策本部と水防本部との調整を行い、いかなる災害時にも共通の体制、指揮系統で効率的効果的に実施できるよう全体的に見直した。

イ 避難計画

風水害時の避難情報の伝達・提供体制の整備

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに基づき江戸川の洪水時における避難の基準を掲載した。

福祉避難所の確保

災害時要援護者対策として、流山市ケアセンターを「福祉避難所」として指定するとともに要援護者のための配慮がされた避難所を確保することとした。

ウ 救援物資

救援物資の受付、仕分け、保管、配送の計画整備

災害救助法適用による県及び市の役割分担を明確にした。

エ 保健衛生

保健活動

市及び健康福祉センターは避難所巡回健康相談、在宅療養相談やエコノミークラス症候群対策、被災高齢者の生活機能低下、特に生活不活発病対策を行うこととし、医師会等への協力も要請する。

動物対策

新たに、被災動物の保護・救助等について必要な措置を講ずることとした。

広域火葬への対応

千葉県広域火葬計画に従い、必要に応じて、県に依頼して葬祭関係団体に協力要請を行い、支援を受けることとした。

オ 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理

被災建築物の応急危険度判定の実施体制整備

被災建築物の応急危険度判定のほか、新たに被災宅地危険度判定を活用し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて、二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資することとした。

応急仮設住宅の建設

県計画に基づき、災害発生時に仮設住宅を運動公園他 4 箇所に建設することとし、仮設住宅建設候補地を列記した。

カ 災害廃棄物の処理

廃棄物処理方針の明確化

震災については、震災廃棄物対策指針に準じ、震災廃棄物処理計画を、風水害については水害廃棄物対策指針に準じ、水害廃棄物処理計画の策定について検討することとした。